

茨木市環境審議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の申込は、原則として事前の電話予約または市役所環境政策課窓口にて先着順で受け付けます。なお、定員数に達し次第、受付を終了します。また、資料は事前に予約された方にのみ配布します。
- (2) 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、会議の公開が決定された後、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 酒気を帯びた状態で入場しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話その他電子機器の電源は、必ず切ること。
- (8) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。